

1 前年度の実績等により見直しが必要な加算について【届出必要】

各種加算等において年度毎に算定要件を満たしているかどうか確認が必要な加算を算定している事業所（該当事業所のみ）は、年度当初に自己点検を行い、加算区分に変更がある場合は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて届出を行ってください。加算区分等に変更がなければ、届出は不要です。

【前年度の平均利用者数等が算定に関わる加算】

(1) 障がい児支援事業

- ・看護職員加配加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）（主として重症心身障がい児を
通わせる事業所に限る）
- ・看護職員配置加算（Ⅱ）（障がい児入所支援）